

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>警察法施行令の一部を 改正する政令案等について</p>	<p>平成29年3月16日 総務課 人事課</p>
<p><b>1 警察法施行令の一部改正（1頁）</b></p> <p>(1) 地方警務官1人を増員し、定員を都道府県を通じて629人とする。 （第6条関係）</p> <p>(2) 岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の特例を改める。（附則第29項関係）</p> <p>(3) 地方警察職員たる警察官の定員を886人増員し、25万5,272人とする。 （別表第2関係）</p> <p><b>2 警察法施行規則の一部改正（5頁）</b></p> <p>(1) 性的搾取対策官（少年課）を設置する。（第18条関係）</p> <p>(2) 自動運転企画室（交通企画課）を設置する。（第37条関係）</p> <p>(3) 警察行政運営企画室（総務課）の設置時限を撤廃する。（附則第4項関係）</p> <p>(4) その他所要の規定を整備する。</p> <p><b>3 警察庁の定員に関する規則の一部改正（11頁）</b></p> <p>平成29年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。</p> <p><b>4 地方警務官階級別定員の都道府県別配分数の定め（13頁）</b></p> <p>地方警務官の増員に伴い、階級別定員の都道府県別配分数を定める。</p> <p><b>5 今後の予定</b></p> <p>○ 閣議（1について） 3月24日（金）（「準備のため」で付議）</p> <p>○ 施行 4月1日（土）</p>		

### 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

一般の国民が警察官の職務に協力援助し、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、国等が療養その他の給付を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 給付基礎額及びその扶養加算額の改定（第5条第2項・第3項関係）

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、公安職俸給表（一）の俸給月額並びに配偶者及び子に係る扶養手当の額が改定されたことに伴い、次のとおり給付基礎額と扶養親族に係る給付基礎額の加算額を改定する。

給付基礎額	【現行】 8,700円	→	【改正後】 8,800円
配偶者に係る加算額	【現行】 433円	→	【改正後】 217円
子に係る加算額	【現行】 217円	→	【改正後】 333円

#### (2) 介護給付の金額の改定（第7条の2第2項関係）

国家公務員災害補償法に基づく介護補償の月額が人事院の運用通達の改正により引き上げられることに対応して、次のとおり介護給付の月額を引き上げる。

ア 常時介護を要する場合(障害の程度が重い場合)	【現行】	【改正後】
・ 実費補填の上限額	104,950円	→ 105,130円
・ 親族等が介護する場合の定額	57,030円	→ 57,110円
イ 随時介護を要する場合(障害の程度が軽い場合)	【現行】	【改正後】
・ 実費補填の上限額	52,480円	→ 52,570円
・ 親族等が介護する場合の定額	28,520円	→ 28,560円

### 3 施行期日

平成29年4月1日

### 4 今後の予定

閣議 3月24日（金）

<p>公安委員会 説明資料No. <b>3</b></p>	<p>「平成29年度政策評価の実施に関する 計画」等について</p>	<p>平成29年3月16日 総務課</p>
-----------------------------------	--	---------------------------

1 平成29年度政策評価の実施に関する計画 【資料1】

(1) 実績評価方式による評価

○ 平成28年度実績評価書

(2) 事業評価方式による評価

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第28号）により新設された規制
- ・ 暴力的要求行為として規制する行為の追加
  - ・ 指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制
  - ・ 指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制

2 平成29年度実績評価計画書 【資料2】

平成29年度を評価対象とする実績評価について、7つの基本目標及び18の業績目標を記載した計画書を作成。

3 事業評価書（指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業）  
【資料3】

<評価結果>

13のいずれの事務・事業についても、必要性及び有効性が認められる。

4 事業評価書（道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）により新設された規制） 【資料4】

- ・ 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

<評価結果>

必要性及び有効性が認められる。

5 その他

- 本年2月8日に第33回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。
- 今後、総務大臣への通知・送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。

※ 別添資料省略

## 1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）第2条の規定の施行に伴う、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）等の一部改正案について、行政手続法に基づく意見公募手続を行うもの。

※ 募集期間：平成29年3月17日から4月15日までの間

## 2 改正案の概要

### (1) ストーカー規制法施行規則の一部改正

#### ア 緊急時の警告及び禁止命令等の方法の改正（第2条及び第5条）

警告及び禁止命令等の迅速な実施を可能とするため、緊急を要し書面を交付するいとまがない場合、これらを口頭で行うことも可能にする（警告については、「内容が複雑なものでないとき」との限定を削除）。

#### イ 禁止命令等の申出者等が住所等を移転した場合の措置（第8条等）

継続的な被害者保護のため、警察本部長は、警告や禁止命令等の申出者が他の都道府県に移転したことをその者の届出で把握した場合、移転後の住所等を移転先の警察本部長に通知することとする。

#### ウ 有効期間の延長に関する規定の新設（第9条から第11条まで等）

禁止命令等に係る有効期間・延長の制度（新法第5条第8項・第9項）の新設に伴い、当該延長の申出、延長の処分又は申出者に対する通知の方法について定める。

#### エ その他

- ・ 緊急禁止命令等の制度の新設に伴う様式の改正
- ・ 有効期間の延長に関する様式の整備
- ・ その他法改正に伴う所要の規定の整備

### (2) その他

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）及び聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）につき、今回の法改正に伴う所要の規定の整備を行う。

※ 施行日：平成29年6月14日（改正法第2条の規定の施行日）

## 1. 総論

### (1) 暴力団構成員数の減少【P1】

- 暴力団構成員の数は、平成17年以降減少し、28年末現在で18,100人（前年比-2,000人）と、統計が残る昭和33年以降の最少人数を更新。
- 平成23年から平成27年に暴力団を離脱した者のうち、その後2年間の1年当たりの1千人当たりの検挙人員（144.6人）は、平成28年における暴力団構成員1千人当たりの検挙人員（254.8人）より低いものの、人口1千人当たりの検挙人員（2.3人）よりはるかに高い。

### (2) 資金獲得活動の変容【P2】

- 覚醒剤事犯について、暴力団構成員1千人当たりの検挙人員は、平成28年には47.6人と19年の約1.4倍。そのうち、特に覚醒剤営利犯の検挙人員は、28年には6.5人と19年の約1.8倍。
- 生活費に窮するなど資金獲得に苦勞するようになった末端の暴力団構成員は、他の組織の構成員と連携した犯罪にも手を染めている状況。
- 規制や制度の間隙を狙った「表に出にくい、利益率の高い」新たな資金獲得活動が出現し、広まっている状況。

### (3) 国境を越えた犯罪の巧妙化等【P3】

- 人的ネットワーク・犯行態様等が一国内のみで完結せず、国際的に分担することで犯罪がより巧妙化かつ潜在化している傾向が強まっている。

## 2. 各論

### (1) 暴力団情勢【P4】

- 暴力団構成員等の検挙人員を罪種別で見ると、詐欺の検挙人員は、26年に初めて窃盗の検挙人員を上回ったところ、28年も同様の傾向。
- 警察庁は、3月7日、六代目山口組及び神戸山口組が対立抗争の状態にあると判断し、全国警察を挙げて集中取締りを実施。
- 28年中における六代目山口組及び神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為は41件発生。

### (2) 薬物・銃器情勢【P5-8】

- 覚醒剤事犯検挙人員は10,457人（前年比-565人、-5.1%）と減少した一方で、大麻事犯検挙人員は2,536人（前年比+435人、+20.7

%)と引き続き増加傾向。

- 覚醒剤の密輸入押収量は1,428.4キロ（前年比+1,033.8キロ、+262.0%）と、船舶を利用した大量密輸入事件を相次いで検挙したことなどに伴い大幅に増加。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は920人（前年比-276人、-23.1%）と、5年ぶりに減少し、このうち63.6%は平成27年末までに認知。
- 危険ドラッグ乱用者の検挙人員のうち、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が42.1%と最多。
- 拳銃押収丁数は341丁（前年比-42丁、-11.0%）と、減少傾向にあるものの、銃器発砲事件数は27事件（前年比+19事件、+237.5%）と、対立抗争事件の発生により大幅に増加。

### (3) 来日外国人犯罪情勢【P9-10】

- 総検挙件数は14,133件（前年比-134件、-0.9%）と減少し、総検挙人員は10,109人（前年比+67人、+0.7%）と増加したが、最近5年間は横ばい状態。
- 観光客らを中心とする「短期滞在」については、入国者数が最近5年間で約700万人から2,000万人を超える勢いで急増しているのに比べ、総検挙人員は約1,100人から約1,400人とどまっている。

### 3. 今後の対策

- 引き続き暴力団の弱体化、壊滅に向け、暴力団離脱者の社会復帰対策、規制や制度の間隙を狙った新たな資金獲得活動への対策を含む総合的対策を推進。
- 六代目山口組及び神戸山口組の対立抗争への警戒活動の継続、組織トップを含む大量検挙による両団体の弱体化、組織的管理による拳銃の摘発、暴力団対策法の活用等を推進。
- 薬物密輸密売組織の上層部に迫る取締りを強力に推進するほか、末端利用者の取締り・広報啓発、危険ドラッグに係るインターネット販売対策等を継続。
- 犯罪インフラ・ネットワークの実態解明・取締り、入国管理局との合同摘発等の不法滞在者対策を推進。

※ 別添資料省略

## 1 事案の概要

- 平成24年以降、広域にわたり発生した連続窃盗事件において、複数の被疑者が浮上し、大阪府警察等において捜査中のところ、被疑者らが夜間に高速度で移動するといった危険な運転を繰り返すなどし、尾行が困難であったため、捜査対象車両に移動追跡装置を取り付け、その位置情報を取得する捜査（以下「GPS捜査」という。）を行い、被疑者4人を逮捕した。
- この事件の公判に際し、GPS捜査は任意処分ではなく、令状の必要な強制処分に該当する旨の主張がなされ、最高裁において審理されるに至ったもの。

## 2 判決の要旨

- GPS捜査は、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、憲法35条が保障する私的領域に侵入されない権利への侵害を伴うことから、強制処分に当たる。
- 仮にGPS捜査を令状の発付を受けて行うとしても、裁判官が発する令状に様々な条件を付す必要が生じるが、事案ごとに、的確な条件の選択が行われなければ是認できないような強制の処分を認めることは、強制処分法定主義の趣旨に沿うものとはいえない。
- GPS捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査手法であるとするれば、その特質に着目して、憲法、刑訴法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい。

## 3 今後の対応

- GPS捜査については、検証として行うものを含め、その実施を控えるよう各都道府県警察に既に指示。
- 今後の対応については、判決の内容を精査の上、関係省庁とも必要な連携を図りながら、適切に検討。